



金沢市公報

号外第4号の5

令和7年(2025年)3月31日
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 1
○金沢市財務規則の一部を改正する規則	(財 政 課) 2
○金沢市契約規則及び金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則	(監 理 課) 3
○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則	(総 務 課) 4
○任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則及び地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(企業総務課) 4
●訓令甲	
○行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程	(総 務 課) 5
●金沢市規則第31号	
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和7年3月31日	
金沢市長 村 山 卓	
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。	
別表第1アの表市長の事務部局の項中「保育所長、担当所長補佐」の次に「、担当局長補佐」を加え、「金石市民センター所長、押野市民センター所長、」を削り、「東京事務所長」の次に「、行政経営室長」を加え、「、金石市民センター所長、安原市民センター所長、押野市民センター所長」及び「、こども相談センター所長」を削り、「東部環境エネルギーセンター所長」を「西部環境エネルギーセンター所長、設計技術管理室長」に改め、「、空き家活用室長」を削り、「担当所長、」の次に「担当室長、」を加え、「収納推進室長」を「卸売市場長」に、「森本市民センター所長、安原市民センター所長」を「森本市民センター所長」に、「元町福祉健康センター所長、青少年健全育成センター所長、幼児教育センター所長及び設計技術管理室長」を「青少年健全育成センター所長、こども相談センター所長、幼児教育センター所長、東部環境エネルギーセンター所長及び空き家活用室長」に、「卸売市場長」を「市長室長」に改め、「交通政策監」の次に「及び営業政策監」を加え、同表教育委員会の事務部局の項中「指導主事、総括校舎管理長」を「担当事務局長補佐、指導主事、主任管理主事、総括校舎管理長」に、「担当館長補佐」を「館長補佐、担当館長補佐」に改め、「担当所長補佐」の次に「、担当事務局長補佐」を加え、「所長補佐、館長補佐」を「館長補佐、担当館長補佐」に改め、「、泉野図書館副館長」を削り、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「7級」を「8級」に改め、同表監査委員の事務部局の項を次のように改める。	

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第31号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「保育所長、担当所長補佐」の次に「、担当局長補佐」を加え、「金石市民センター所長、押野市民センター所長、」を削り、「東京事務所長」の次に「、行政経営室長」を加え、「、金石市民センター所長、安原市民センター所長、押野市民センター所長」及び「、こども相談センター所長」を削り、「東部環境エネルギーセンター所長」を「西部環境エネルギーセンター所長、設計技術管理室長」に改め、「、空き家活用室長」を削り、「担当所長、」の次に「担当室長、」を加え、「収納推進室長」を「卸売市場長」に、「森本市民センター所長、安原市民センター所長」を「森本市民センター所長」に、「元町福祉健康センター所長、青少年健全育成センター所長、幼児教育センター所長及び設計技術管理室長」を「青少年健全育成センター所長、こども相談センター所長、幼児教育センター所長、東部環境エネルギーセンター所長及び空き家活用室長」に、「卸売市場長」を「市長室長」に改め、「交通政策監」の次に「及び営業政策監」を加え、同表教育委員会の事務部局の項中「指導主事、総括校舎管理長」を「担当事務局長補佐、指導主事、主任管理主事、総括校舎管理長」に、「担当館長補佐」を「館長補佐、担当館長補佐」に改め、「担当所長補佐」の次に「、担当事務局長補佐」を加え、「所長補佐、館長補佐」を「館長補佐、担当館長補佐」に改め、「、泉野図書館副館長」を削り、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「7級」を「8級」に改め、同表監査委員の事務部局の項を次のように改める。

監査委員の事務部局	4級	事務局担当次長補佐の職務
	5級	事務局担当次長補佐の職務
	6級	事務局次長及び事務局次長補佐の職務
	7級	事務局長の職務

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第32号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「教育長」を「教育次長」に改める。

第57条第1項第2号中「、ITビジネスプラザ武蔵、金沢未来のまち創造館」を削り、同項第3号中「、施設管理課で取り扱う戸室リサイクルプラザの浴場の利用に係る実費」を削り、同項第4号中「近江町交流プラザ」の次に「、ITビジネスプラザ武蔵、金沢未来のまち創造館」を加え、「第18条の2」を「第18条の5」に改め、「、証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約に基づく証明書等交付手数料」を削り、「場合の使用料」の次に「、戸室リサイクルプラザで取り扱う再生品売扱収入」を、「建築計画概要書等の写しの交付に係る実費」の次に「、戸室リサイクルプラザで取り扱う浴場の利用に係る実費」を加え、「広報広聴課」を「文書法制課」に改める。

第66条第2項第8号中「市税又は国民健康保険料若しくは後期高齢者医療保険料」を削り、「市税還付明細書（様式第39号の2）又は保険料還付明細書（様式第39号の3）」を「誤納金又は過納金の還付について債権者ごとにその内訳を示した書類（以下「還付明細書」という。）」に改める。

第105条第1項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により歳出の支払の例によることとされる戻出し手続においては、還付明細書をもって請求書に代えることができる。

第219条の2の見出しを「（行政財産の貸付け等）」に改め、同条中「第212条まで」の次に「（地上権又は地役権を設定する場合にあっては、第211条を除く。）」を加え、「行う」を「行い、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権の設定をする」に改め、同条を第219条の3とする。

第219条の次に次の1条を加える。

（貸付け以外の方法による使用）

第219条の2 第209条、第210条、第212条及び第214条から前条までの規定は、貸付け以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

第294条中「会計管理者と、中央卸売市場所管事務及び公設花き地方卸売市場所管事務の処理に関する局長（第4条、第5条、第10条、第17条及び第23条の所管事務の処理に関する規定を除く。）は卸売市場長とそれぞれ」を「、総務局長と」に改める。

別表第1甲表中

文書法制課 長	文書法制課 長	特定歴史公文書等又は公文書館における一般の利用に供する資料の写しの交付に係る実費の収入に関する事務	所属職員
------------	------------	---	------

を

文書法制課 長	文書法制課 長	ア 文書法制課で取り扱う行政情報及び保有個人情報の記録の写しの交付並びに冊子等の頒布に係る実費の収入に関する事務 イ 特定歴史公文書等又は公文書館における一般の利用に供する資料の写しの交付に係る実費の収入に関する事務	所属職員
------------	------------	---	------

に、

税務課	税務課長	ア 市税及び税外諸収入の収入に関する事務 イ 金銭登録機で収納する総務局所管の歳入の収入に関する事務 ウ 県民税及び森林環境税、公売保証金、差押物件公売代金、差押債権の換価代金、競売配当金並びに受託徴収金の出納及び保管に関する事務	所属職員	
-----	------	---	------	--

を

資産税課	資産税課長	金銭登録機で収納する総務局所管の歳入の収入に関する事務	所属職員	
納税課	納税課長	ア 市税及び税外諸収入の収入に関する事務 イ 県民税及び森林環境税、公売保証金、差押物件公売代金、差押債権の換価代金、競売配当金並びに受託徴収金の出納及び保管に関する事務	所属職員	に

に

改め、同表広報広聴課の項を削り、同表中 「内水整備課 内水整備課長」 を

「河川水防課 河川水防課長」 に改める。

別表第4の表中「内水整備課長」を「河川水防課長」に、

「 学校指導課長 」 を

「 学校指導課長
学校教育センター所長 」 に

を

に

改める。

様式第20号第2葉（裏）中「金沢市指定金融機関とは」を「金沢市指定金融機関等とは」に改める。

様式第22号その1ア（表）中「金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市指定公金事務取扱者に」を「納付書の裏面に記載の納付場所等で」に改め、同様式その3（表）中「最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市指定公金事務取扱者に」を「裏面に記載の納付場所等で」に改める。

様式第24号の3その1ア中「金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市指定公金事務取扱者に」を「納付書の裏面に記載の納付場所等で」に改め、同様式その3（表）中「最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市指定公金事務取扱者に」を「裏面に記載の納付場所等で」に改める。

様式第33号（表）中「最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関に」を「裏面に記載の納付場所等で」に改め、同様式（裏）中「金沢市指定金融機関とは」を「金沢市指定金融機関等とは」に改める。

様式第39号の2及び様式第39号の3を次のように改める。

様式第39号の2及び様式第39号の3 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

3 この規則の施行の日前に交付されたこの規則による改正前の金沢市財務規則の規定による納入通知書等は、この規則による改正後の金沢市財務規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市契約規則及び金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第33号

金沢市契約規則及び金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部を改正する規則

(金沢市契約規則の一部改正)

第1条 金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「130万円」を「200万円」に改める。

第22条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第22条の2第1号中「80万円」を「150万円」に、「130万円」を「200万円」に、「50万円」を「100万円」に改める。

第23条第1号中「130万円」を「200万円」に改める。

第28条第1項第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第2号中「80万円」を「150万円」に改める。

第47条第2項中「130万円」を「200万円」に改める。

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第2条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第34号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎1号の項中「18,468円」を「17,820円」に、「28,620円」を「27,162円」に改め、同表東京公舎2号の項中「16,320円」を「16,014円」に、「24,276円」を「22,848円」に改め、同表東京公舎3号の項中「25,800円」を「24,300円」に、「43,860円」を「41,820円」に改め、同表東京公舎6号の項の次に次のように加える。

東京公舎7号	千葉県浦安市美浜2丁目2番-1105号	10,270円	16,250円
東京公舎8号	東京都中央区日本橋馬喰町1丁目11番7-1004号	14,472円	18,792円
東京公舎9号	東京都江東区森下2丁目31番2-1102号	13,400円	17,400円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則及び地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第35号

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則及び地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則(昭和27年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1号ア中「室長 担当室長」を「室長 担当室長 副室長」に改め、第2号ア中「技師長」を「技師長 薬剤

「師長」に改める。

(地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 地方公務員法第36条の規定を適用される企業職員の範囲を定める規則(昭和42年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1号中「及び担当室長」を「、担当室長及び副室長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第2号

府 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱の一部改正)

第1条 市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱(昭和30年訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「税務課職員」を「納税課職員」に改める。

第3条第2号から第3号までの規定中「税務課長」を「納税課長」に改める。

第4条第1項中「税務課職員」を「納税課職員」に改め、同条第2項中「税務課職員」を「納税課職員」に、「税務課長」を「納税課長」に改め、同条第3項中「税務課長」を「納税課長」に、「税務課職員」を「納税課職員」に改める。

第5条第2項及び第3項中「税務課長」を「納税課長」に改め、同条第4項中「税務課長」を「納税課長」に、「税務課職員」を「納税課職員」に改める。

第6条及び第7条中「税務課長」を「納税課長」に改める。

第8条中「税務課職員」を「納税課職員」に、「税務課長」を「納税課長」に改める。

(金沢市行政事務改善会議規程の一部改正)

第2条 金沢市行政事務改善会議規程(昭和35年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務局デジタル行政戦略課」を「総務局総務課」に改める。

(市税等の徴収金の取扱いに関する規程の一部改正)

第3条 市税等の徴収金の取扱いに関する規程(昭和54年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「税務課」を「納税課」に改める。

第4条及び第5条中「税務課長」を「納税課長」に改める。

(金沢市行政情報公開等調整検討会規程の一部改正)

第4条 金沢市行政情報公開等調整検討会規程(平成3年訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「広報広聴課長」を「文書法制課長」に改める。

第5条中「広報広聴課」を「文書法制課」に改める。

(医王ダム管理規程の一部改正)

第5条 医王ダム管理規程(平成13年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「土木局内水整備課」を「土木局河川水防課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

府 中 一 般

金沢市辞令式に関する規程(昭和51年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

第2条第25号中「又は」を「、」に改め、「第9条第1項」の次に「又は金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条から第4条まで」を加える。

別表第33項に次の4号を加える。

(4) 任期付職員条例第2条第1項の規定による場合

金沢市〇〇（〇〇）に採用する（金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定による）

任期は〇年〇月〇日までとする

(5) 任期付職員条例第2条第2項の規定による場合

金沢市〇〇（〇〇）に採用する（金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第2項の規定による）

任期は〇年〇月〇日までとする

(6) 任期付職員条例第3条の規定による場合

金沢市〇〇（〇〇）に採用する（金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条第〇項の規定による）

任期は〇年〇月〇日までとする

(7) 任期付職員条例第4条の規定による場合

金沢市〇〇（週〇〇時間勤務）に採用する（金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第〇項の規定による）

任期は〇年〇月〇日までとする

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第107号

金沢市財団等連絡会議設置要綱（平成22年告示第226号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

金沢市長 村 山 卓

第7条中「総務局デジタル行政戦略課」を「総務局総務課」に改める。

別表第2中「人事課長 デジタル行政戦略課長」を「総務課長 人事課長」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「連絡調整に関する事項」の次に「(学校職員等に関する事項に限る。)」を加え、

		<p>イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>オ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>カ 学校の保健計画に関する事項</p>	を
		<p>イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びにデジタル・学力向上係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>オ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>カ 学校の保健計画に関する事項</p> <p>2 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項（学校職員等に関する事項を除く。）</p>	に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表中「デジタル行政戦略課」を「総務課」に改め、別表第1事務の執行の表中「広報広聴課」を「文書法制課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

●金沢市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「交通政策監」の次に「、営業政策監」を加え、同表の備考第1項中「交通政策監」の次に「、「営業政策監」」を、「、交通政策監」の次に「、「営業政策監」」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年(2025年)3月31日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄